

墨田区介護支援専門員研修受講料助成金交付要綱

令和6年9月10日

6墨福介第1830号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護人材の確保及び質の向上を図ることを目的として、墨田区内の介護保険サービス事業所で就労する介護支援専門員に対し、資格取得及び資格維持に必要な研修の受講費用を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次に定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

(1) 介護保険サービス事業所 法に基づき運営される施設及び事業所であって、別表1に掲げるものをいう。

(2) 介護支援専門員研修 法に基づき都道府県等が主体となり実施する介護支援専門員の資格取得及び資格維持に必要な研修であって、別表2に掲げるものをいう。

(助成金交付の要件)

第3条 助成金は、次の要件を全て満たす者（以下「助成金交付対象者」という。）に対し、交付する。

(1) 介護支援専門員研修を修了していること。

(2) 墨田区内の1つの介護保険サービス事業所において、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 当該事業所で介護支援専門員として継続して6か月以上の勤務実績があること。

イ 申請時点で当該事業所に引き続き勤務していること。

ウ 当該事業所に助成決定後も勤務する意思があること。

エ 当該事業所に介護支援専門員研修修了前から就労し、又は修了後3か月以

内に就労していること。

オ 当該事業所で現に居宅サービス計画書等の計画作成業務を行っていること。

カ 当該事業所の運営法人に直接雇用されていること。ただし、当該事業所の運営法人の代表者又は役員であって、他の要件を全て満たす場合は、助成金交付対象者とする。

(助成金交付対象費用)

第4条 助成金交付の対象となる費用(以下「交付対象費用」という。)は、介護支援専門員研修を受講するために、助成金交付対象者が都道府県知事の指定を受ける研修実施機関に支払った受講費用とする。ただし、当該受講費用の支払に係る手数料については交付対象費用としない。

(助成金の交付額)

第5条 助成金額は、交付対象費用の額に助成率4分の1を乗じた額とし、予算の範囲内において交付する。この場合において、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 就業先から受講費用の一部が助成されている場合又は雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく教育訓練給付制度の給付を受けている場合は、交付対象費用からその額を控除した額と、前項の額を比較し低い方の額を助成金額とする。

(助成金の申請及び請求)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、墨田区介護支援専門員研修受講料助成金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて、区長に申請しなければならない。ただし、第5号に掲げる書類については就業先からの助成金等の支給を受けている場合に限り、第6号に掲げる書類については雇用保険法に基づく教育訓練給付制度の給付を受けている場合に限り、添付を必要とする。

(1) 介護支援専門員研修の修了証明書の写し

(2) 介護支援専門員証の写し

(3) 就労証明書(第2号様式)

(4) 受講費用の領収書の写し

(5) 研修受講費用の助成証明書 (第 3 号様式)

(6) 雇用保険法に基づく教育訓練給付制度の給付額が分かる書類 (写し可)

2 前項に規定する申請書の提出期限は、介護支援専門員研修修了後、1年以内とする。

(助成金の交付決定)

第 7 条 区長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、墨田区介護支援専門員研修受講料助成金交付決定通知書 (第 4 号様式) により、不交付を決定したときは、墨田区介護支援専門員研修受講料助成金不交付決定通知書 (第 5 号様式) により、前条第 1 項の規定に基づく申請をした者 (以下「申請者」という。) に通知するものとする。

(助成金の請求)

第 8 条 前条第 2 項の規定により助成金の交付決定通知を受けた申請者は、請求期限までに墨田区介護支援専門員研修受講料助成金交付請求書兼口座振替依頼書 (第 6 号様式) を区長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第 9 条 区長は、前条の墨田区介護支援専門員研修受講料助成金交付請求書兼口座振替依頼書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

2 区長は、前項の規定により助成金を交付するときは、口座振替の方法により行うものとする。

(交付決定の取消し)

第 1 0 条 区長は、前条第 1 項の規定により助成金の交付を受けた者が、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受け、又は受けようとしたときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第 1 1 条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し

た場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から適用し、同年4月1日以降に受講した介護支援専門員研修に係る受講費用を対象とする。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

付 則

(適用期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和8年3月31日以前に介護支援専門員研修を修了した者については、なお従前の例による。

別表1 介護保険サービス事業所(第2条関係)

区分	根拠法令
特定施設入居者生活介護を行う事業所	法第8条第11項
小規模多機能型居宅介護を行う事業所	法第8条第19項
認知症対応型共同生活介護を行う事業所	法第8条第20項
地域密着型特定施設入居者生活介護を行う事業所	法第8条第21項
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業所	法第8条第22項
複合型サービスを行う事業所	法第8条第23項
居宅介護支援を行う事業所	法第8条第24項
介護老人福祉施設	法第8条第27項

介護老人保健施設	法第 8 条第 2 8 項
介護医療院	法第 8 条第 2 9 項
介護予防支援を行う事業所	法第 8 条の 2 第 1 6 項

別表 2 介護支援専門員研修（第 2 条関係）

区分	根拠法令
介護支援専門員実務研修	法第 6 9 条の 2 第 1 項
介護支援専門員更新研修	法第 6 9 条の 8 第 2 項
介護支援専門員現任研修 （専門研修課程、 ）	法第 6 9 条の 8 第 2 項ただし書 介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号。 以下「法施行規則」という。）第 1 1 3 条の 1 9 第 1 項
介護支援専門員再研修	法第 6 9 条の 7 第 2 項 法施行規則第 1 1 3 条の 1 6 第 1 項
主任介護支援専門員研修	介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号。以下 「法施行令」という。）第 3 7 条の 1 5 法施行規則第 1 4 0 条の 6 8 第 1 項第 1 号
主任介護支援専門員更新研修	法施行令第 3 7 条の 1 5 法施行規則第 1 4 0 条の 6 8 第 1 項第 2 号

様式 省略